



注意、霧海難続発。

5～8月、霧の季節に衝突事故が多発しています。

視界不良時の事故防止のために適切な航法で安全な航海を。



管内における狭視界時の衝突・全損海難 (1996年～2005年: 視程1,000m以下・総トン数199クラス以上)

- ★ 外国船 × 日本船 (500G/T未満)
- ▲ 外国船 × 日本船 (500G/T以上)
- 日本船 (500G/T以上) × 日本船 (500G/T以上)
- ☆ 日本船 (500G/T未満) × 日本船 (500G/T未満)
- △ 日本船 (500G/T未満) × 日本船 (500G/T以上)

春から夏にかけては、全国的に濃霧による狭視界時に多数の衝突海難が発生しています。
 当管内においても多数の死傷者を伴った事例が発生していますが、過去の衝突・全損海難について分析を行いましたところ、多くの部分で共通点があることが判明いたしました。
 濃霧の発生しやすい時季においては、特に安全運航のための基本的な事項、海上衝突予防法に定められた航法や関係法令の遵守に取り組んでいただきますようお願いいたします。

狭視界時の安全運航のために・・・

- 気象海象を早期に把握し、十分余裕のある航海計画の立案に努めてください。
- 深夜の時間帯に運航する場合には、周囲の状況及び他船の状況に細心の注意を払ってください。
- 状況に応じた適切な見張りを励行してください。
 特にレーダー、AIS(船舶自動識別装置)等を有効かつ適切に利用してください。
 また、状況に応じ、適切な見張り員の配置を行ってください。
- 状況に応じた安全な速力で航行してください。
- 適切な避航動作と十分遠ざかるまで連続的な監視を行ってください。
- 船長は、船橋当直者に対し、自船の周辺海域が狭視界となった際の報告の徹底を図ってください。
- 海上保安庁が提供する霧通報、MICSを有効に活用してください。



狭視界時の衝突・全損海難の共通点

(1996年～2005年: 視程1000m以下・総トン数199クラス以上)

1. 衝突船舶のいずれかが総トン数**500トン未満**である・・・14件中13件
2. 相互の位置関係が「**行合い**」である・・・14件中13件
3. **深夜**0時から午前8時の間に発生している・・・14件中11件
4. 狭視界後、**船長への報告**をしていない・・・28隻中20隻
5. **立直者**が1名のみである・・・28隻中22隻
6. **減速**運航をしていない・・・28隻中25隻
7. 他船が十分遠ざかるまで**連続的な監視**を行っていない・・・28隻中18隻
8. **霧中信号**をしていない・・・28隻中23隻

第三管区海上保安本部では、海難防止講習会、訪船指導及び現場指導等を通じて海難防止を呼びかけるとともに、霧通報による情報提供を行っています。

お問い合わせは・・・

第三管区海上保安本部 交通部安全課

〒231-8818 横浜市中区北仲通5-57

Tel.045-211-1118